

仕 様 書 (案)

(適用)

第 1 条 本仕様書は、令和 7 年国勢調査用品類仕分・梱包及び配送業務に適用する。

(法律等の遵守)

第 2 条 委託業務は、契約書、本仕様書及び関係法令等を遵守し、実施しなければならない。

(疑義)

第 3 条 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議し、受託者は委託者の指示に従わなければならない。

(指示等の手段)

第 4 条 受託者は、本仕様書に定める承認又は指示を委託者に求めるとき、委託者に報告又は提出をするときには、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によるものを含む。）によって行うものとする。ただし、本仕様書において別に定めのある場合は、当該規定の内容が優先するものとする。

2 前項の規定に関わらず、本仕様書に定める指示及び報告を行うに当たり緊急やむを得ない事情があるとき、又は簡易な質疑応答、指示内容の確認等軽微な内容の連絡を行う場合には、委託者及び受託者は指示、報告及び連絡を口頭で行うことができるものとする。

(業務概要)

第 5 条 受託者は、総務省及び委託者から送付される令和 7 年国勢調査で使用する用品類（以下、「調査用品類」という。）について、適切かつ安全な場所で一定期間保管・管理するとともに、委託者が指定する方法により仕分・梱包及び配送を行う。

また、調査用品類の保管・管理終了後、残余の調査用品類について、委託者が指定する場所に返却を行う。

(調査用品類の保管・管理の場所及び仕分・梱包の作業場所の報告等)

第 6 条 受託者は、別紙 1 に掲げる調査用品類を適切かつ安全に保管・管理する場所及び仕分・梱包を行う場所を、契約書第 7 条第 1 項第 2 号の規定による業務責任者の届出書と併せて、委託者に様式 1 により報告し、あらかじめ承認を得なければならない。

2 前項の報告にあつては、調査用品類を適切かつ安全に保管・管理する場所及び仕分・梱包を行う場所を撮影した写真を添えなければならない。

3 受託者は、第 1 項において、全ての調査用品類を一括して適切かつ安全に保管・管理することができない場合は、その旨を委託者に様式 2 により報告し、承認を得た上で次の施設を調査用品類の保管・管理の用途に限り利用することができる。ただし、施設利用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

提供施設 旧遠州浜小学校 2 階理科室（浜松市中央区遠州浜二丁目 9 番 1 号）

- (1) 調査用品類以外は保管・管理してはならない。
- (2) 照明以外の電気設備は利用することができない。
- (3) 利用日時、利用者の所属（部署）、氏名及び利用内容を都度記録し、委託者の提出の求めに応じなければならない。
- (4) 施設周辺の住民（法人・事業所を含む。）に迷惑が掛からないように努めなければならない。

（調査用品類の受領等）

第 7 条 受託者は、総務省及び委託者から送付される調査用品類について、別紙 1 により検査検収を行い、委託者へその結果を様式 3 により報告するとともに、以後、適切かつ安全に保管・管理できるよう常に種類毎に整理しておかなければならない。

- 2 受託者は、当該業務期間中等において、調査用品類に過不足等が生じた場合は、直ちにその旨を委託者に様式 4 により報告しなければならない。

（調査用品類の仕分・梱包及び配送の方法と完了時期）

第 8 条 調査用品類の仕分・梱包及び配送は、次の各号に掲げる種類に応じて別紙 2 で示す方法により行わなければならない。

- (1) 統計調査員及び区役所・行政センターに最初に配送する調査用品類（以下、「調査用品類（当初分）」という。）

ア 統計調査員宛て配送する調査用品類（当初分）

完了時期 令和 7 年 9 月 1 日から 9 月 13 日まで（配送期間）

イ 区役所・行政センター宛て配送する調査用品類（当初分）

完了時期 令和 7 年 8 月 8 日までの間の日で委託者と受託者で協議し、決定した日

- (2) 調査用品類（当初分）配送後、不足が生じ、追加配送する調査用品類（以下、「調査用品類（追加分）」という。）

完了時期 令和 7 年 9 月 1 日から 10 月 28 日までの間、第 2 項で指定する日まで
（配送期間 令和 7 年 9 月 2 日から 10 月 29 日まで）

- 2 委託者が受託者に行う調査用品類（追加分）の連絡日時は、令和 7 年 9 月 1 日から 10 月 28 日までの間、午前 10 時、午後 0 時（正午）、午後 2 時、午後 4 時、午後 6 時（ただし、令和 7 年 10 月 28 日にあつては、午後 4 時及び午後 6 時を除く。）とし、前項第 2 号の完了時期は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 午前 10 時、午後 0 時（正午）及び午後 2 時の連絡分
連絡を受けた日の翌日まで

(2) 午後 4 時及び午後 6 時の連絡分

連絡を受けた日の翌々日まで

- 3 調査用品類（追加分）の件数が著しく多い又は少ない場合や緊急を要するときその他特に必要があると認める場合は、委託者と受託者で協議し、前項の連絡時間の変更又は新たな時間の設定ができるものとし、同項後段の完了時期についても、同様とする。
- 4 第 2 項の連絡は、電子メールを利用する方法によるものとし、委託者は、電子メールを送信後、直ちに受託者へ調査用品類（追加分）の情報を送信した旨を電話により連絡を行うものとする。
- 5 受託者は、前項の連絡を受けた場合は、直ちにその日時、担当者の所属（部署）、氏名を記録し、かつ調査用品類（追加分）の件数等を確認し、その後、速やかに委託者へその結果について、電子メールにより報告しなければならない。
- 6 受託者は、調査用品類中、「調査票」、「郵送提出用封筒」及び「インターネット回答依頼書」の仕分・梱包の作業にあたっては、当該作業に従事する者少なくとも 2 人で世帯一連番号に間違いがないか確認を行う方法により行わなければならない。
- 7 受託者は、輸送箱（又は袋）、その他仕分・梱包及び配送に必要な物品を調達しなければならない。なお、調達にあたっては、調査用品類が適切かつ安全に配送できるように仕切板、緩衝材等を使用する等、必要な措置を講じなければならない。
- 8 受託者は、第 1 項の調査用品類の配送を行った日の翌日までに、委託者に配送の完了状況を様式 5 により報告しなければならない。
- 9 受託者は、調査用品類受取人が不在等により、第 1 項の完了時期までに配送が完了できない場合は、その旨を委託者に様式 5 により報告し、調査用品類（当初分）については、9 月 17 日までに別紙 2-2 に示す管轄の区役所及び行政センター等へ配送するものとし、調査用品類（追加分）については、継続して配送を行うものとする。

（残余の調査用品類の返却と時期等）

第 9 条 残余の調査用品類の返却は、委託者の立会の上、行わなければならない。

返却時期 令和 7 年 10 月 30 日以後の日で委託者及び受託者で協議し、決定した日

返却場所 旧遠州浜小学校 2 階理科室（浜松市中央区遠州浜二丁目 9 番 1 号）

- 2 受託者は、調査用品類の返却に必要な物品を調達しなければならない。なお、調達にあたっては調査用品類が安全かつ適切に返却及び保管できるように仕切板、緩衝材等を使用する等、必要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、調査用品類の種類毎に返却の数を委託者に様式 6 により報告しなければならない。

（休日等の取扱い）

第 10 条 調査用品類（当初分）に係るものにあつては委託者と受託者が協議して決定するものとし、調査用品類（追加分）に係るものにあつては、土曜日、日曜日及び祝日等による休日であっても行うものとする。

（業務実績報告）

第 11 条 受託者は、全ての業務が完了したときは、契約書第 9 条で規定する業務完了報告書と併せて、次の各号に掲げる業務に係る実績について、様式 7 により報告しなければならない。

- （1）調査用品類（追加分）に係る世帯回答用調査用品類作成作業
- （2）調査用品類（追加分）に係る仕分作業
- （3）調査用品類（追加分）に係る梱包・配送作業